

第 61 回長野県市町村対抗ゴルフ大会

開 催 日 : 令和 7 年 10 月 6 日 (月)

開催コース : 立科ゴルフ倶楽部

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「一般の罰(2 罰打)」となる。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 18.2)

アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。

隣接する 8 番・9 番ホール及び 5 番グリーン・6 番ティーの境は「ラインOB」が設定されている。白杭を越えて隣のホールに止まった球はアウトオブバウンズとなる。

2. 異常なコース状態(動かさない障害物を含む)(規則 16)

(a)修理地

(1)青杭を立て、白線で囲まれた区域。プレー禁止とする。

(2)グリーン前後を含みフェアウェイの芝の長さかそれ以下の区域にあるヤーデージマーキングペイント(スタンスへの障害は除く)。

(b)動かさない障害物

(1)排水溝

(2)距離標示用の人工のヤーデージマーク(距離標示用の杭を除く)

(3)道路に隣接するわだちはその道路の一部とみなす。

(4)複数の動かさない障害物が接している場合、それらはひとつの動かさない障害物として扱われる。

(5)動かさない障害物と白線でつながれている区域は、その動かさない障害物の一部として扱われる。

3. プレー禁止区域

電磁誘導カートの3本の軌道(白線でつながれている区域を含む)は、全幅をもってプレー禁止区域であり、異常なコース状態として扱われる。規則 16.1f に基づき、そのプレー禁止区域による障害からの罰なしの救済を受けなければならない。ただし、スタンスにだけ障害となる場合は、そのままプレーすることもできる。

4. 不可分の物

以下の物は不可分な物であり、無罰の救済は認められない。

(a)樹木やその他の恒久的な物件に巻きついたり、密着させてあるもの。

(b)ペナルティーエリア内にある人工の壁や杭でできた構造物。

5. ペナルティーエリア

レッドペナルティーエリアの境界は赤線をもって標示される。

6. クラブと球の規格

(a)ストロークを行うために使うドライバーは R&A が発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッド(モデルとロフトで識別される)を持つものでなければならない。

(b)ストロークを行うときに使用する球は R&A が発行する最新の適合球リストに掲載されていなければならない。

このローカルルールの違反に対する罰:失格

7. ゴルフシューズ

ローカルルールひな型 G-7 適用する。

8. プレーの中断と再開(規則 5.7)

(a)即時中断(落雷等、切迫した危険がある場合)

委員会がプレーの即時中断を宣言した場合、すべてのプレーヤーは直ちにプレーを止めなければならない、委員会がプレーを再開するまでは別のストロークを行ってはならない。

このローカルルールの違反に対する罰:失格

即時中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習

施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、失格とすることがある。

(b)通常の中断(日没やコースがプレー不能)

規則 5.7b、c、d に従って処置すること。

(c)プレーの中断と再開の合図

即時中断 : 1回の長いサイレン

通常の中断 : 3回の短いサイレン

プレーの再開: 2回の短いサイレン

委員会の指示によりサイレンとカート無線を使用してプレーヤーに連絡する。

と同時に、本部より競技委員会を通じてプレーヤーに連絡する。

9. 練習(規則 5.2)

ホールとホールの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

終了したばかりのグリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、終了したばかりのグリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってグリーン面をテストする。

競 技 の 条 件

1. スコアカードの提出

スコアリングエリア方式を採用する(プレーヤーの両足がエリアから出た時点をもって提出されたものとみなす)。

2. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

注 意 事 項

1. 黄黒の縞杭は動かせる障害物である。本競技には適用しない。
2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. プレーヤーにエチケット違反、または非行があった場合には「行動規範」に基づいて制裁を受けることがある。また、重大な非行があった場合には規則 1.2a および 20.2 に基づいて失格とする場合がある。
4. アプローチ・バンカー練習場は、使用禁止とする。
5. クラブハウス内及びコース内での携帯電話の使用は、ルールの閲覧または緊急の場合以外は禁止する。

競技委員長 上 沼 栄 治

《距離表》											
ホール	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT	
Par	4	5	3	4	4	4	3	4	5	36	
	410	515	160	365	420	340	145	410	550	3,315	
ホール	10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
Par	4	3	4	4	3	5	4	4	5	36	72
	380	195	400	435	210	510	410	330	540	3,410	6,725